

年金額 月額20万円とします。
【退職していて繰下げする場合】
増額率は、この20万円に対して適用されます。

【働きながら繰下げする場合】
1ヶ月の報酬が80万円としますと
 $20万円 - \{(80万円 + 20万円 - 48万円) \div 2\} = 4万円$ (年金額支給額)
この場合、増額されるのは、4万円の部分に対してのみということになります。

これでは...と、幸雄さんは繰下げについて今もう一度検討をしています。

65歳以降も頑張って働いている人に、失礼な制度だと思いませんか？

★年金トピックス～年金基礎知識～その23～

老齢厚生年金は二つある？

1年以上の厚生年金の被保険者期間を持っていて、国民年金の受給期間を満たしていると、生年月日でスタート時期は違いますが、60歳前半の厚生年金所謂特別支給の老齢厚生年金(附則8条の老齢厚生年金という場合もあり)を受け取ることが出来ます。

ここで、ご注意を。この60歳代前半に受け取ることの出来る老齢厚生年金と、65歳から受け取る厚生年金は別のもので、受け手に取っては本来どうでもいいことなのですが、別のものだと理解しておいたほうが、65歳前と65歳後の年金の仕組みがどうして違うのか納得できます。

本来なら65歳からと決まった老齢厚生年金なのですが、決まったからといって急にすっぱり65歳からにしてしまうと、老後の生活は厚生年金でと考えていた人が困ってしまいます。その経過的救済措置として生まれたのが、この60歳から65歳到達前までの特別支給の老齢厚生年金なのです。本来の年金の前に支給する、65歳で権利が消えてしまう年金なのです。男性**昭和36年4月1日生まれの人**まで、女性は**昭和41年4月1日生まれの人**まで、60歳到達から65歳到達前まで段階的に支給開始時期を遅らせていて年金を支給するというものです。

支給される年金は
報酬比例部分 本来の厚生年金にあたる働いていた時代の給与に基づき支給される部分
定額部分 本来は国民年金の基礎年金部分にあたる部分で
1676円(平成18年価額) × 20歳から60歳の厚生年金に加入していた月数
となっています。

つまり、老齢基礎年金の部分も厚生年金からカバーされているわけですね。この年金は、昨年から受け取ることが出来るようになる3ヶ月程前に裁定請求書が送られてくることになりましたので、ついつい請求を忘れるということはありませんでした。そして、この60歳代前半の厚生年金は、65歳到達で受給権が消滅し、新たに本来の65歳からの老齢厚生年金の受給権が発生するのです。この65歳からの年金ですが、改めて手続きをする必要はなく、該当者には葉書が送られてきますので、返送さえすれば、65歳から老齢基礎年金 + 本来の老齢厚生年金を受け取ることが出来ます。

~~~~~編集後記~~~~~

私事ですが、明日2日からやっと遅い夏休みを  
3日間いただき、善光寺にお参りにいけること  
になりました。  
嬉しいです！  
では、9月10日にまた！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

~~~~~  
西尾雅枝の年金メールマガジン~どんとこい！年金~

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

~~~~~